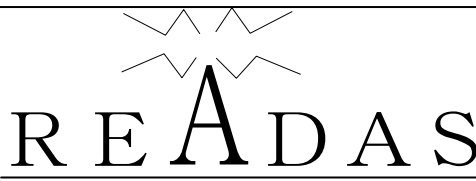


第 4911 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 1月29日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成26年税制改正(個人所得課税関係)

Q：平成26年の税制改正で、個人所得課税に関するものには、どのようなものがありますか？

A：主な改正には、次のようなものがあります。

【解説】

平成26年度の税制改正には、次のようなものが盛り込まれています。

① 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限が、漸次引き下げられます。

	現行	H28年	H29年
上限適用となる給与	1,500万円	1,200万円	1,000万円

給与所得控除	245万円	230万円	220万円
--------	-------	-------	-------

② ゴルフ会員権の譲渡損の損益通算

主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡損失と他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産に含める。

③ 企業型確定拠出年金の拠出限度額

	現行	改正後
他の企業年金がない場合	月5.1万円	月5.5万円
他の企業年金がある場合	月2.55万円	月2.75万円

